

第2回 環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会

令和3年3月8日（月）

13:59～15:51

場所：オンライン開催

議 事 次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) 令和3年度予算概算決定について
 - (2) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の点検・検証結果について
 - (3) 国際水準の有機農業「参加型確認手法」試行展開の評価について
 - (4) 環境保全型農業直接支払交付金の環境保全効果を把握するための調査のうち、
生物多様性保全効果の調査の進め方について
 - (5) その他
4. 閉会

(事務局) 委員の皆様おそろいですので、環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の第2回を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインによる開催とさせていただいております。大変御不便等をお掛けしますが、よろしく願いいたします。

議事に先立ちまして、生産振興審議官の安岡より御挨拶させていただきます。

(安岡審議官) 皆さん、お疲れさまでございます。生産振興審議官の安岡でございます。環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の開催に当たって、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、このような形で会議を開催させていただくことになりましたが、様々な論点がございますので、今回も御協力をよろしく願いしたいと思っております。

さて、報道でも御存じの通り、農林水産省では、みどりの食料システム戦略の検討を進めています。将来にわたって我が国食料、農林水産業の生産力の向上、さらには持続性の両立を果たしていこうという新たな戦略でございます。2050年を目標年として、化学農薬・化学肥料の削減の目標や、有機農業に関しても更に拡大する目標を定めて取組を進めていこうと、3月に中間取りまとめを実施して、5月には最終的な戦略の取りまとめを予定しているところでございます。

今後、そのような持続可能な食料システムを構築していく上では、本日御議論いただく環境保全型農業直接支払をはじめとした農業環境施策の推進や効果の検証が、ますます重要になっていくと考えております。本日の御検討を伺いながら、しっかり今後とも進めていきたいと思っております。

また、昨年11月には、環境保全型農業直接支払交付金の根拠法である、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の施行5年後における点検・検証の結果が公表されたところです。詳しくは後ほど事務局から御報告させていただきますが、法制化による制度や予算の安定性の向上が都道府県・市町村から高く評価されるとともに、今後の施行方針として事務負担を更に軽減すべきだ、さらには施策効果をより効果的にPRしていくべきだといったことが示されています。

本日の委員会では、事務負担軽減の取組の一環として、国際水準の有機農業の取組の「参加型確認手法」の効果、さらには、本交付金の取組による環境保全効果の見える化を更に進める

ために令和3年度に実施する、生物多様性保全効果の調査手法の詳細案について、事務局より御報告をさせていただきます。

委員の皆様には、本交付金の効果の評価に向けて様々な角度から御検討を頂き、今後更に重要となってまいります本制度の発展に向けてお力添えを頂くとともに、今後とも更なる検討に向けて御協力をお願いいたしまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局) 審議官は、都合によりここで退席とさせていただきます。

委員の皆様を五十音順で御紹介させていただきます。明治大学農学部教授の市田委員でございます。

(委員) よろしくお願いたします。

(事務局) 千葉大学大学院園芸学研究科教授の犬伏委員でございます。

(委員) よろしくお願いたします。

(事務局) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター生物多様性研究領域ユニット長の久保委員でございます。

(委員) よろしくお願いたします。

(事務局) 京都大学大学院公共政策連携研究部教授の岡委員でございます。

(委員) よろしくお願いたします。

(事務局) 農業ジャーナリスト・フリーアナウンサーの小谷委員でございます。

(委員) よろしくお願いたします。

(事務局) 一般社団法人環境パートナーシップ会議副代表理事の星野委員でございます。

(委員) よろしくお願いたします。

(事務局) 宮城大学食産業学群教授の三石委員長でございます。

(委員) よろしくお願いたします。

(事務局) 当省側の出席者につきましては、お手元の資料を御参照くださいますようお願い申し上げます。

初めに、資料の確認をさせていただきますので、事前に郵送させていただきましたお手元の資料を御確認ください。

資料はA4サイズ1枚で議事次第と出席者の一覧、配布資料一覧でございます。以降は資料番号を付けておりますが、資料1番としまして、令和3年度環境保全型農業直接支払交付金の概算決定の概要、資料2としまして、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の点

検・検証について、資料3としまして、環境保全型農業直接支払交付金国際水準の有機農業「参加型確認手法」の効果、資料4としまして、令和3年度環境保全効果（生物多様性保全効果）調査について（詳細案）、参考資料としまして、環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の設置要領、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の点検・検証結果、環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の進め方でございます。また、冒頭の御挨拶で申し上げましたように、現在、農林水産省では、みどりの食料システム戦略の策定に向けた検討を進めておりますので、御参考としましてみどりの食料システム戦略の検討状況と策定に当たっての考え方（概要）もお配りしております。

もし不足している資料がございましたらお知らせください。メールで送信することになります。次に、幾つかの注意事項について御説明いたします。

本日の資料及び議事録につきましては、原則として公開することになっております。議事録につきましては、委員の皆様にご確認の上で、御発言の委員の名前を伏せた上で後日公開することとしておりますので、よろしく願いいたします。

また、委員の皆様のご通信や音声等にトラブルが生じた場合は、チャットでお知らせいただくか、事務局まで御連絡をお願いいたします。

オンラインで傍聴の皆様につきましては、カメラとマイクをオフにして御参加いただき、御発言、会議の録音・録画は御遠慮いただきますようお願い申し上げます。注意事項をお守りいただけない場合につきましては、オンライン会議室より退出いただく場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議事を開始いたします。なお、ホームページでもお知らせしたとおり、冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきます。

これ以降の議事運営につきましては三石委員長にお願い申し上げますが、本日はオンライン開催ということもあり、三石委員長のインターネット接続に問題が生じる場合は事務局で適宜フォローさせていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

(委員) それでは、議事に入ります。議題の一つ目として、令和3年度予算概算決定について、資料1を事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 資料1を御覧ください。令和3年度の予算概算決定額でございますが、24億5,000万円で前年とほぼ同額の予算規模となっております。地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援しており、温室効果ガス排出削減や生物多様性保全を推進

しています。

予算の内訳は事業の内容欄を御覧ください。1は、有機農業やカバークロップなどの取組に対する支援として環境保全型農業直接支払交付金に23億6,000万円となっております。2の環境保全型農業直接支払推進交付金等のうち(1)にあります都道府県や市町村の事務費としての環境保全型農業直接支払推進交付金としまして、8,100万円の予算規模となっております。2の(2)の環境保全型農業効果調査事業委託費は、本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施するための予算でございます。第1期の第三者委員会において御指摘を受けておりました地球温暖化防止効果と生物多様性保全効果のトレードオフ等の課題につきまして、専門的な知見や技術を持つ民間団体等に委託して調査を実施する予定となっております。資料1につきましての御説明は以上です。

(委員) ただいま御説明のあった内容について、委員の皆様から御質問があればお願いいたします。なお、本日はオンライン会議ですので、発言される際はビデオをオンにして画面に向かって挙手を頂いて、その上でお名前をおっしゃった上で発言をお願いいたします。

特にございませんか。一通り進んで、全体を聞いた上でも構いませんので、今の段階は取りあえず先に進めてもよろしいでしょうか。

それでは、次に資料2の方に移りたいと思います。資料2について事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 資料2について御説明いたします。環境保全型農業直接支払制度の根拠法であります、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」、いわゆる多面法につきましては、令和2年度で施行5年後に当たります。この法律では附則において、施行5年を経過した際は法律の施行状況の点検・検証を行うとされていることから、農林水産省として法律の施行状況の点検・検証を行ってまいりました。

まずは令和元年8月に多面法の施行状況及び法律に関する評価につきまして都道府県・市町村にアンケート調査で聞き取りを行うとともに、令和元年12月には有識者から成ります第三者委員会を設置しまして、アンケート調査結果も踏まえ3回の議論を経まして昨年11月30日に、点検・検証結果の取りまとめを公表したところでございます。公表物につきましては参考資料2となっております。

アンケート調査につきましては、日本型直接支払実施中の都道府県・市町村に対し、多面法の施行状況として法律に定められている事務の実施状況、多面法の制定に対する評価や日本型直接支払の連携等についての現状について御意見を聞いたところでございます。なお、多面法

に基づく日本型直接支払の3制度、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払のそれぞれの実施状況や効果につきましては、既に各支払制度の第三者委員会におきまして評価を実施されているため、今回の多面法の検討・評価はこのことを前提として実施されています。

また、第三者委員会は東京大学の中嶋先生を委員長に、環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の三石委員長、市田委員にも委員となっただきまして、貴重な御意見を頂戴したところでございます。

アンケート調査は全47都道府県から回答があり、日本型直接支払実施中の1,512市町村へのアンケートは、99.7%から回答が得られたところでございます。アンケートの結果としまして、ほとんどの都道府県・市町村では、法制化による制度や予算の安定化等を評価しており、法改正せずに現行のまま継続を望む声が多くあった一方で、事務負担軽減等の運用改善を求める御意見がありました。また、第三者委員会の議論を踏まえた今後の施行方針については、多面法は現状どおり維持するとし、今後一層の利用促進、効果の発揮が図られるよう、以下の4つの措置を講ずることとしました。

1番目としまして、制度の更なる利用促進に向けまして、未実施の市町村に対する施策の周知及び実施に向けたノウハウの共有や、農業者大学校への情報提供等により次世代の担い手や新規就農者への周知を図ること。

2番目としまして、人口減少・高齢化の進む農村部において持続性の高い組織体制を構築するため、市町村単位や集落の連携等による広域化等の推進を図ること。また、市町村の事務負担が増大していることから、デジタル技術を活用するなど事務負担軽減を図ること。なお、環境保全型農業直接支払交付金における事務負担軽減の取組としましては、次で御紹介いたします。国際水準の有機農業の参加型確認手法に加えて、農林水産省共通申請サービスの導入による事務手続の電子化がでございます。この事務手続の電子化につきましては、令和4年度の全国展開を予定しており、令和3年度につきましては、一部都道府県・市町村、農業者団体の御協力を得て試行運用を実施する予定となっております。現在、試行運用に向けまして、都道府県・市町村との調整や申請画面のつくり込みに向けた調整等を実施しているところでございまして、現時点では詳しく御報告することはできませんが、今後改めて進捗等について御報告させていただきます。

3番目としまして、複数支払制度の活用や6次産業化、農泊等、他施策と連携をすることによる相乗効果の発揮を図ること。

4番目としまして、施策の効果を国民に分かりやすい形で理解できるようウェブサイトやパンフレット等で広報していくことや、SDGsの各関連目標とそれに対する各支払制度の貢献の見える化について検討することが挙げられているところでございます。資料2番につきましの御説明は以上となります。

(委員) 御説明ありがとうございました。それでは、今の資料2の御説明の内容について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。この委員会は、私も先ほど御説明されたとおりで出ましたが、全体としてはこういう形のまとめになっていて、特に環境保全型農業直接支払制度の我々の委員会を実施した、「土壌のCO₂吸収「見える化」サイト」による効果の見える化などは、ほかの2つの委員会の先生方からも結構御関心を持っていただいて非常に好評だったと思います。

いかがでしょうか。特にございませんか。

その他よろしいということであれば、次に、資料3について進みたいと思います。資料3について事務局の方から御説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、資料3について御説明いたします。環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組につきましては、令和元年度までは化学肥料と化学合成農薬を使用しない栽培を支援要件としていましたが、令和2年度からは国際水準の有機農業、つまり有機JASの水準に取組水準を引き上げまして、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しないよう緩衝帯の設置などの措置を講ずることや、播種又は植付け前2年以上、化学肥料や化学農薬を使用しないことなどが求められています。このため、緩衝帯の設置状況などの確認をするために現地確認が必要となったところであり、市町村職員の事務負担軽減の観点から、市町村職員に代わり有機農業者同士による確認、参加型確認手法というものを、試行的に令和2年度に導入したところでございます。

資料3の2ページ目下段には、参加型確認手法の確認の流れを掲載しています。市町村が現地確認を実施する農業者と確認を受ける農業者の組合せを決定します。現地確認をする農業者は、市町村が指定した日に現地確認を受ける農業者の農場を訪問して農場管理シート・現地確認チェックリストに基づく確認を実施し、その後2週間以内に農場管理シート・現地確認チェックリストを市町村に提出することとなっております。

3ページ目を御覧ください。今年度に試行しました38市町村に対して導入の効果を調査するためのアンケートを実施いたしました。アンケートは市町村向けと農業者向けがあり、左側に記載しています市町村へのアンケートでは、参加型確認手法を導入した意図や目的、また、参

加型確認手法の導入による効果、特に事務負担軽減に効果が見られたかどうか、また、参加型確認手法の導入に関してトラブルや課題はあったか等について、調査を実施いたしました。右側に記載しています農業者へのアンケートでは、他の農業者のほ場を訪問した感想や現地確認に際して判断に迷ったことがあったか、農業者同士で現地確認をすることによる事務負担軽減以外のメリット、例えば技術や知識の共有につながったかという点を調査しました。

4 ページ目を御覧ください。市町村へのアンケートの結果をまとめています。左側の円グラフを御覧ください。参加型確認手法を導入したことで事務負担軽減や農業者同士のレベルアップにつながったなど、約8割の市町村が導入の効果があつたと回答しています。また、約2割の市町村からは、農業者間のマッチングや日程調整等、事前準備作業が新たに加わったということにより、効果についてはどちらとも言えないと回答があつたところがございます。

中央の円グラフでは、事務負担軽減の効果があつた場合、66%の市町村で効果があつたと回答しております。今年は事務負担の軽減につながらなかった市町村においても、来年度以降に農業者のみで現地確認が可能となれば、将来的には事務負担の軽減につながるという意見もございました。

右側の円グラフを御覧ください。令和3年度以降の継続導入について、約7割の市町村が継続して導入したいという意向を示したところがございます。

5 ページ目を御覧ください。農業者へのアンケート結果のまとめとなっております。左側の円グラフを御覧ください。現地確認チェックリストの判断に迷うことがあつたかという質問に対して、67%の農業者が迷うことはなかったと回答しています。判断に迷うことがあつたと回答した農業者につきましては、ほとんどが市町村職員に問い合わせ対応していたところです。

中央の円グラフは、約6割の農業者が、農業者団体内の連携や結束につながつたと回答しております。右側の円グラフを御覧ください。約8割の農業者からは、農業者間での技術・知識の共有につながつたとの回答がありました。

以上のことから、本参加型確認手法の導入は一定の効果が見込まれたものと考えており、次年度以降も継続して導入することといたします。

6 ページ目を御覧ください。令和2年度に参加型確認手法を導入した山梨県北杜市の事例です。これまで市内で16あつた団体を令和2年度に1団体に統合して、水稻などの有機農業に取り組んでいます。農業者はマニュアル等による事前学習を行っており、現地確認での農業者による確認レベルに大きな差が生じることはなく、また、市では参加型確認手法の導入によって農業者同士の関係構築や有機農業の技術・知識の共有につながり、市役所職員の事務負担の軽

減につながったと評価しているところでございます。

資料3についての御説明は以上になります。

(委員) ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして御質問等あればお願いいたします。

(委員) 事前説明でも詳しく伺ったところで、この参加型確認手法についてですが、有機JASの検査が行われているケースもあると思うのですが、それとの連動はあるのでしょうか。有機JASの検査は民間の検査機関が料金を徴収して行い、検査料金が高額で負担になると聞いています。もし、参加型確認手法がある程度定着すれば、有機JASの認証検査との連動や一部簡略化なども考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

(委員) ありがとうございます。これは事務局の方、いかがでしょうか。

(事務局) 有機JAS認証との関連としましては、環境支払における国際水準の有機農業の参加型確認手法では、あくまで交付金の交付対象としての取組状況の確認はいたしますが、有機JAS認証として表示をすることを前提とした確認ではございません。そのため、参加型確認手法による確認を受けたとしても、有機JASマークを付けて販売するというのはできないことになっています。

また、有機JAS認証との関係で申し上げますと、有機JAS認証を既に取得している農業者に関しては、その認証書の写しなどを提出すれば現地確認を受けることを免除されることができます。有機JAS認証を取られている方が参加型確認手法により他の環境支払を実施している農業者のほ場に現地確認に行くことも可能です。

将来的に、参加型確認手法を発展させて有機JAS認証と互換性が取れるようにということについては、現状ではそこまでは考えていないところです。

(委員) ありがとうございます。

(委員) 将来的なことはともかくとして、実際問題として38市町村の中で有機JAS認証を持っている農家さんがいるところがほとんどだったのでしょうか。どのぐらいになったかとか、そういうことを事務局の方で把握していればお願いします。

(事務局) 具体的にどれくらいの農業者が有機JAS認証を取られているかというところまでのデータは取っておりませんが、アンケートで寄せられた意見の中では、参加型確認手法に参加いただいた農業者の中に既に有機JAS認証を取られている方がいらっやっ、そのような方は有機JAS水準として求められる水準も既によく御存じだったためにスムーズに確認が進んだといった声が届いているところです。

(委員) ありがとうございます。実はそこは大事なところですね。全く知らない人同士で現地確認をやっているのではなく、現地確認チェックリストの判断に迷ったことがあった方という質問に対して67%が迷うことがなかったというのは、やはり既にかなり知識を持たれていた人たちがいらっしまったということでもあるのかなと私は思っております。ありがとうございます。

(委員) 資料の2ページでは、現地確認が原則必須となることから事務負担が大きくなるのを軽減するという趣旨だと読めるのですが、つまり従来と比べて事務負担が減るわけではなく、増える部分を防いだという理解でいいのですか。

(事務局) 国際水準有機農業につきましては、有機農業に取り組む全ての農業者は現地確認が必要となっております。令和元年度までは現地確認は必要に応じてということで、市役所の職員は関係書類の確認をした上で必要があれば現地確認ということではありましたが、令和2年度から水準が上がったということで、有機農業者に取り組む農業者につきましては現地確認が必要になったということです。

市町村の職員が現地確認をするわけですが、やはり市町村の職員数も限られるということもございますので、事務の負担を軽減するという観点から、有機農業者同士による現地確認もできるということで、今回このような対応を取らせていただいたというところでございます。

(委員) ということは、実際には参加型をやっている、市町村職員が現地確認にも行っている場合も多いということですか。

(事務局) 今年度に関しましては、導入初年度というところで、市町村職員が同行することが多かったと認識しています。市町村へのアンケートの中では、今年度に関しては導入初年度なので職員が同行したが、今後取組が定着して農業の方も仕組みに慣れていき、農業者同士でスムーズに確認ができるようになれば、事務負担軽減の効果が見えていくのではないかとといった回答が多く寄せられていました。

(委員) 分かりました。今後を見守るということですね。結構です。

(委員) ありがとうございます。現地確認というのはどんな仕組みでも結構大事なのですが、やはり制度が違うからといって同じことを繰り返し何度も何度もやるようなことにならないように、できれば1つのものでできるだけ手間を省くような形でうまく進んでいただければいいかなと思います。

(委員) 山梨県北杜市の例が最後に出ていますが、ここでは令和2年度から16団体を1つの団体に統合してということで、これは非常に事務の軽減に役に立ったと思います。このよう

な取組は、特に中山間地で人手不足になるような場合に望ましい取組かと思いますが、このような事例はほかにもあるのでしょうか。また、今後そのような方向に誘導される可能性はあるのでしょうか。

(事務局) 北杜市に関しましては、今回の参加型確認手法の導入をするに当たって1つの団体に統合することによって、更なる事務の軽減を図るということを行ったというふうに聞いております。その他参加した方については、詳しいことは把握していないところです。

(委員) 恐らく今の委員のご指摘は、16団体を1つの団体に統合することで、うまく手間が省けて合理化できたというところなので、是非事務局の方でもこういう事例を積極的に宣伝することで、取組が横展開されていくということかと思いますが。ですから、事例を探すだけでなく、こうすれば合理化できるというようなことを、できるだけ今後作るPRだとかウェブサイトなどでうまく知らせてあげると、理解が進み、よいかと思います。

(委員) こういうやり方の利点を積極的に宣伝されたらいいというのは同感です。その中で、特に有機農業者同士で情報交換ができてかなり有意義だったという結果が出ています。有機農業をこれから進めていく中でも、細やかな技術の伝達を農業者同士でやっていただくというのはとても大事なことかなと思いますので、こういうやり方というのもやはり広く進めていくような形で考えられたらいいのかなというのがあります。

今後これを本格導入されるときの疑問点というか問題点というかなのですが、あくまで農業者同士で確認するということで、性善説で進めていただいて問題ないとは思いますが、万が一何かあったときにどう対処するのかというところも踏まえておいた方がいいのかなというところです。それは是非検討をよろしくお願いします。

(事務局) ありがとうございます。今ほどコメントがありました件につきましては、例えば農業者が2人、Aという農業者とBという農業者がいて、AがBを見る、BがAを見るというようなこと、あとは親子同士、また兄弟姉妹での確認、又は確認を受けるというようなことは禁止しております。

また、何かあった場合とのことですが、この取り組みが今年度に始まったばかりで、次年度が2年目ということでもございますので、課題等がございましたら、その都度対応してまいりたいと考えております。

(委員) ありがとうございます。農業者同士のチェックというのはどんなところでもそうですが、よい方に進めば非常にお互いに刺激し合ってよい形になりますが、しっかり見ていないと、別に農業者に限りませんがお手盛りにならないように、ずるずるといいかげんになら

ないような形でしっかり制度を作っていただければ、委員の御指摘にも応えられるのではないかと思いますので、是非そこはよろしく願いいたします。

(委員) 戻って資料の2の多面法の検証に関するコメントです。今後の方針として4つ挙げられていますが、(3)の複数の支払制度の取組の連携は、例えば生物多様性を考えましても、他の多面的機能支払でも水路とかの周りの環境をよくしようという動きがあり、一方で私たちの環境支払の方はほ場の中の取組への支援ということをやっていますが、互いの相互作用や相乗効果はかなりあるだろうという気がしています。もちろん制度としては3つの支払制度があり、それぞれ管理するところが違うので、いきなりそれを連携しろといってもなかなか難しいとは思いますが、実施している市町村とかのレベルで連携の効果があったという御意見があるようなので、どういう効果があったのか、どういう連携をしているのか、これも積極的に事例を集めて、こうやったらやっぱりうまくいくんだよ、こういうやり方が最適なんだよというようにまとめる作業を国の方でやっていただけると市町村としても実施促進がうまくいくのではないかと思いますので、是非そこをよろしく願いいたします。

(委員) ありがとうございます。幾つかの制度があるときに、何と何を組み合わせると実務者としては一番良いというような、うまく実施した例が出てくると実際に農業者が本当に使いやすくなると思います。事務方からは何かありますか。

(事務局) コメントいただきありがとうございます。御指摘のように、複数の支払を連携することで環境保全効果など多面的機能をより発揮していくことは、大事なことかと考えております。

このたび、多面法の点検・検証結果を取りまとめるにあたり、幾つか取組事例を集めております。その中で特徴的な事例として、秋田県の大潟村での事例ですが、多面支払の方で草刈りや外来種の駆除を実施し、環境支払の方で有機農業やIPMに取り組んでいられるといった例があり、複数の支払制度を相乗的にうまく使っている事例かと考えております。このような事例を我々の方も十分に把握しているというわけではないので、そういった視点で今後また事例の掘り起こしや共有に取り組んでいければと考えております。

(委員) 先へ進んでよろしいでしょうか。それでは、資料4の方に移りたいと思います。これは協議事項になります。令和3年度環境保全効果(生物多様性保全効果)調査について、事務局からの詳細案が出てきております。こちらの説明をお願いいたします。

(事務局) 資料4について、資料に沿って御説明させていただきます。2ページ目をご覧ください。第2期における生物多様性保全効果の調査の考え方(再掲)ということで、前回第

1回の委員会にて御確認いただいた内容の再掲でございます。生物多様性保全効果の測定調査は第1期にも実施しております。取組を実施しているほ場の生物多様性を調査した結果、取組を実施しているほ場が対照区、いわゆる慣行的な管理のほ場と比べて「生物多様性が非常に高い」、あるいは「生物多様性が高い」と判定される割合が高いという結果が出たところです。2ページ目の上段右側のグラフで、取組を実施しているほ場では、若干の差はありますが、おおむね8割以上の調査区で「生物多様性が非常に高い」、あるいは「生物多様性が高い」という結果になっています。一方、慣行栽培のほ場では「生物多様性が非常に高い」又は「生物多様性が高い」となった調査区は3割程度であり、取組を実施したほ場で生物多様性が高くなっていることが確認されております。

これを踏まえた第2期における検証の視点としては、2ページ目中段に2点記載しております。生物多様性保全効果の向上という観点では、生物多様性保全の取組が面的にまとまって実施されると、より生物多様性が高まるのではないかと、といった学術的な指摘などがあります。そこで、環境支払の効果の向上を検討するためには、ほ場の中での取組に加えて、それが面的にまとまることによって、より効果が高まるのではないかとといった視点が1点目です。また、生物多様性保全効果のさらなる可視化という視点が2点目です。第1期の評価で確認された生物多様性保全効果は、取組を実施したほ場の中で確認された効果でした。そこで、生物多様性保全効果の高い取組を実施することで、いわゆるほ場の中だけではなく、その周辺地域、すなわち取組ほ場の外に対しても生物多様性保全効果の波及効果的なものがあるのではないかと、といった点を検討できないかと考えております。

これらの視点について検討するために、様々御相談させていただきながら調査設計を作成しているところです。前回第1回の第三者委員会で承認いただいた内容を踏まえた詳細案について、次のページ以降で御報告いたします。

3ページ目をご覧ください。今回の調査では、調査対象作物としては水稻、大豆、茶としております。それぞれ調査を対象とする取組と、調査を実施する地域を記載しております。調査手法としては、2つの生物多様性の調査マニュアルを使用します。「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」が水稻の調査で使用するマニュアル、「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」が大豆と茶の調査で使用するマニュアルです。

マニュアルについては次のページに参考として掲載しておりますが、それぞれ農林水産省の委託プロジェクト研究の成果として開発されたマニュアルです。ほ場での指標生物の個体数などに応じてスコアが付けられ、そのスコアを合計することによって生物多様性を評価できるマ

マニュアルとなっております。

このようなマニュアルを使って今回の調査を実施しますが、このマニュアルでは、適用できる作物や地域がある程度限定されているため、今回の調査では、マニュアルによる調査が可能であり、かつ環境支払が一定規模で取り組まれている地域と作物を調査対象として選定しています。

下の※印について、中間年評価等において各取組の生物多様性保全効果を評価する際は、第1期における調査データ等も使用できることにしております。

5 ページ目をご覧ください。調査スケジュール案です。今回の調査実施主体は都道府県で、調査時期は下の表の通り、作物にもよりますが5月から10月としています。実施した調査結果は、10月あるいは11月上旬までに国に報告いただくこととしておりますので、年末の第三者委員会では、速報レベルにはなるかもしれませんが、結果の御報告ができればと考えております。

また、4月から5月頃に都道府県担当者向けの調査手法の説明会を実施する予定としております。

6 ページ目から7、8、9 ページ目までは調査対象ほ場を設定する際のイメージを掲載しております。作物によって注意事項等に若干の違いがありますので用紙を分けていますが、基本的な考え方は同一ですので、最初の6 ページ目で主に御説明をさせていただきます。

環境保全型農業の取組が面的にまとまって取り組まれることによる効果の向上の可能性を調査するためには、環境保全型の取組が面的にまとまっているか否かという視点で調査ほ場を選定する必要があります。

水稻を例にご説明しますと、環境保全型農業の水田が面的にまとまっている地域について、取組を実施しているほ場を2ほ場、それから慣行栽培のほ場を2ほ場設置します。面的なまとまりが少ない地域で、取組を実施しているほ場2ほ場、慣行栽培ほ場2ほ場を設置し、各都道府県合計8ほ場を調査対象ほ場としていただくとしております。

面的にまとまっていることの判断の目安について、参考までにイメージを例示しております。下の図において、一つ一つの四角いグリッドをほ場とみなして、そのうち緑色のところが環境支払に取り組んでいる環境保全型の水田、黄色いところが環境支払には取り組んでいない水田とします。また灰色の部分は、畑地や果樹園、森林、宅地など水田以外の土地利用とします。左側2つの図のように、およそ半径200メートル圏内の範囲で、緑色の環境支払に取り組んでいる水田が複数存在する場所を、面的にまとまっていると考えます。右側の図のように、およそ半径200メートル圏内の範囲で環境支払取組水田がほとんど存在しない場所を、面的なまと

まりが少ないと考えることにしております。

なお、注意事項として、水田では、畔の植物の調査を実施するため、畔をコンクリートで固めたほ場は調査対象として適切ではないことや、指標生物のうちサギ類の分布は周辺の土地地用などにも影響を受けるため、可能であれば地域の分布状況を事前に把握したうえで分布していない地域での調査は避ける方が望ましいことなどを記載しております。以上が水稲に関しての調査ほ場設定の考え方となります。それ以外の作物についても基本的に同様の考え方ですので、違う点についてのみ申し上げます。

7 ページ目をご覧ください。大豆に関しては畑地のため、左下の凡例が変わっています。畑作物では、作物にある程度の違いはあっても、害虫相や天敵相が一定程度共通していることが想定されるため、環境支払取組の畑地か否かということで分けております。

8 ページ目をご覧ください。作物は同じ大豆ですが、北海道の場合は1つのほ場の面積が大きいくとも考慮し、面的なまとまりがあるか否かを判断する際の目安を半径約500メートル圏内としております。

9 ページ目をご覧ください。茶についても同様の調査設定手法となっております。茶の場合は、環境支払取組の茶ほ場か否かということで分けております。

最後10ページ目を御覧ください。調査結果の分析の方向性の案です。調査により得られる指標生物の個体数に加えて、環境支払の取組の有無、環境支払の環境保全型農業の面的なまとまりの状況、及び10ページの右側に記載しているほ場の営農活動の状況を合わせて分析することで、環境保全型農業の取組による生物多様性保全効果を検討することとしております。

営農活動の状況の聞き取りにつきましては、ほ場の位置情報や、取組の継続年数、近隣における有機農業・環境支払の取組の面積、栽培のスケジュール、例えば水管理や草刈りなど、使用農薬や化学農薬以外の防除方法、使用している肥料や土壌改良資材、平均的な収量、また環境支払として申請している取組以外に取り組んでいる環境保全型農業関連の技術、多面支払・中山間支払の取組状況などを聞き取りする予定としております。

分析の際の視点としましては、環境保全型農業の取組実施ほ場では慣行栽培ほ場と比べて生物多様性が高い傾向にあるかどうか、また、面的にまとまって環境保全型農業が実施されているほ場では、面的なまとまりが少ない地域と比べて取組ほ場の生物多様性が高まる傾向にあるかどうか。あるいは周囲の慣行栽培ほ場においても生物多様性が高まる傾向にあるか。つまり取組実施ほ場の周りのほ場へも生物多様性の波及効果があるかどうか。また取組の継続年数や、使用している資材、技術等による生物多様性保全効果の影響が確認されるか。取組による生物

多様性保全効果が地域とか指標生物の種類によっても変わり得るか。こういった点について、得られたデータなどから検討していければと考えております。資料4の説明は以上です。

(委員) ありがとうございます。それでは、こちらの案について、委員の皆様から御質問等を受けたいと思います。いかがでしょうか。

(委員) 今回、指標生物の一つを鳥類にしたことの原因と、鳥類の餌生物としての魚類や小動物の調査は必要ないのかという点についてお聞きします。クモなどの小さい虫と、食物連鎖の頂点にある鳥を調べるのでは、中間段階が抜けてしまうのではないかとというのが質問の趣旨です。

(事務局) 鳥類は、水田を生態系として捉えたときに、その水田の食物連鎖の一番上位に位置する生物であるため、その個体数や多様性は、食物連鎖のより下に位置する餌生物の多様性を反映している、すなわち、サギを評価することによって、その餌となる生物の多様性もある程度評価することができるというのが、このマニュアルの考え方となっています。

鳥類を指標生物の一つとした調査マニュアルを選定した理由としましては、このマニュアルが従来のマニュアルと比べて、指標生物として鳥類など、国民的にも国際的にも分かりやすい、価値を実感しやすい生物を選定している点、及び、従来のマニュアルでは指標生物が地域によって違っていたのに対し、新しいマニュアルでは全国で同じ指標生物を調査することができるため、全国のサンプルで統計的な解析を実施して、より確からしい傾向を分析しやすいという点がございます。

(委員) 資料の2ページ目の、第2期の課題の②では、取組ほ場が面的にまとまって実施されているかどうかに関わらず、周辺への波及があるかどうかを見ると読めますが、10ページの結果の分析のチェックの3番目では、面的にまとまって実施されているところで、そうでないところよりも波及が大きいのかを調べるように読めます。この2つの内容は違うので、どちらを実施するのでしょうか。

(事務局) 実際に分析をする方法としては後者、10ページに記載の方になるかと考えております。

(委員) それでは、2ページの方はやや誤解を与えるので、直していただいた方がいいかと考えます。

(事務局) ありがとうございます。表現を明確にいたします。

(委員) 前回も申しましたが、調査の内容としては、学術的な水準も満たすようなしっかりとした内容になっているので、問題ないかと思えます。気になった点としては、例えば5ペ

一ジの図のように、面的に取り組んでいる地域とそうではない地域で調査ほ場を2ほ場ずつ設置する際に、その際の取り方、つまり、並んで2ほ場取っていいのか、それとも、200メートル以上離して取る方がいいのかといった点です。データの独立性などを考えると、ある程度離れていた方がいいと思いますが、そのようなことを次々と言い始めると調査する都道府県に負担が掛って申し訳ないのですが、そこはある程度明確にしておいたほうがいいかと考えますので確認です。

(事務局) 詳細な調査ほ場の設計手法については、各都道府県内の調査対象ほ場の中で平地なのか、中山間地なのかといった周辺環境の要因が極端に異なることは避けることや、2つの隣接した取組実施ほ場をともに調査対象とするといったことは、できれば避けてもらうように都道府県に案内いたします。一方、200メートル圏内に複数の調査ほ場を設置してはいけないとした場合、都道府県の調査設計が困難になることも懸念されることから、そこまでは制限を設けないこととしています。実際に調査ほ場を選定する都道府県の方が、実際のほ場の状況や現地の状況を御存じですので、調査ほ場設計の基本的な考え方についてお伝えしたうえで、その中で可能な限り、この調査設計に近づけた形で調査ほ場選定していただきたいと考えています。

(委員) ありがとうございます。大丈夫です。

(委員) 今のところで、私も若干気になるのですが、この資料では「(ほぼ)存在しない」や「複数」といった言葉を使っていますが、定量化の観点から、この「複数」というのはどう理解するのだということを質問されたときのために、オペレーションの中でしっかり書かれておいた方が良くないかなと思いますね。

今お答えいただいたように、余り厳密にやってしまうと自縄自縛になり何もできなくなってしまうので、例えば「半径200m圏内に環境支払取組水田が複数存在」とは、幾つが複数なのか、おおむね3分の1程度なのか、あるいはおおむね半分程度なのかというのは、状況によりかなり違うと思いますので、そこら辺は都道府県の実情などもよく考えながら実施していただけたら良いのではないかなと思います。その辺の含みのある言葉だと私は理解しましたがけれども、それでよろしいですか。

(事務局) 確かに、あえて含みを持たせているという面もございます。ここで例えば「20%」などとしてしまいますと、都道府県によっては、こういった条件に合うほ場の設定がそもそも難しくなってしまうかもしれないという懸念があります。そのため、都道府県の実情を踏まえて、面的にまとまっているところと、そうでないところで、違いが出るような設計の

仕方をさせていただきたいと考えております。

また、これを実際に分析する際の手法としても、面的にまとまっているか否かで平均値を取って比較するような考え方も一つあるかと思いますが、今回の調査では10ページに記載のように、「近隣における有機農業・環境支払取組面積」についても聞き取りする予定としております。この近隣の範囲としては、先ほどお示しした200メートルないし500メートルを想定していますので、調査結果の分析については、ここで聞き取った近隣での取り組み状況を連続的な説明変数として扱って分析すればいいのではないかと考えております。

(委員) ありがとうございます。オペレーションを実施していただいて、なおかつそのデータを分析する段階で、やはり多少考えていくことが必要になっていくと思いますので、その辺は、専門の先生たちとよく御相談して進めていただければと思います。

(委員) 今の調査マニュアルの話で、これは日本独自のものなのか、あるいは欧州に倣ったものなのかを知りたいと思いました。非常にこういうのは大事な取組だと思うので、今後の日本のいい事例として、いろいろなところに紹介してしゃべっていかどうかと感じたものですから。

(事務局) このマニュアルは、日本のほ場における調査結果を基に組み立てられているので、日本で適用することを想定しているマニュアルになっていると考えております。

(委員) 今の御質問の回答への補足ですが、多分、海外でこういう事例というのは、学術レベルではもちろんまとまった方がいいという結果はあるんですけども、実際に制度として、それをまとめていこうっていうのは実はないのではないかなと考えています。逆に、EUの制度などを見ますと、面的にまとまらない。やっぱり個別農家が申請をしていくので、面的にまとまりにくいんだと。それが生物にとって実は意味がない結果になっていると。環境支払をしていても、結局、成果は上がっていないという指摘が結構ありますので、そういう国際的な、EUなんかでも指摘されていることに、日本が真っ先に応えていけるような成果になるのではないかと私は期待していますので、この成果というのを委員としても胸張っているところなどで紹介ができればいいなというふうに考えていますので、是非それはよろしく願います。

(委員) それでは、特にこのほか質問がないようであれば、これは事務方からの案として出てきていますので、私たちは第三者委員会として、この案を承認するかどうかという判断をしなければなりません。特にこれ以上の御質問がなければ、資料4「令和3年度環境保全効果（生物多様性保全効果）調査について」という、この案を承認してよろしいでしょうか。特に反対ないようですので、委員会としてこの案を承認するという事で、この案はこれで進めて

いただくということになりました。

(委員) それでは、資料の4まで終わりましたので、その他、よろしいでしょうか。

(事務局) もし資料について追加の御質問、御意見ないようでしたら、本日、参考としてお配りさせていただきました「みどりの食料システム戦略 策定に当たっての考え方」について、簡単ではございますけれども、御説明させていただけばとありますが、いかがでしょうか。

(委員) それでは、事務方の方で、みどりの食料システム戦略の概要の方を御説明願います。

(事務局) ありがとうございます。冒頭、安岡の方から挨拶にもありましたけれども、現在、農林水産省で、みどりの食料システム戦略の検討を重ねているところでございます。

この資料については、昨年末、令和2年の12月に公表しておる資料でございまして、今後この資料を、更に各方面の御意見を頂きながら、3月中に中間取りまとめ、5月に戦略の策定という方向で、現在検討を重ねているところでございます。

これ自体については、サブタイトルにございますように、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するというようなコンセプトの下で検討を進めているものでございまして、ちょうど中段右側にありますように、2050年までに目指す姿というものを外に示して、そこに向けて施策を集中していこうというものでございます。持続可能な食料システムの構築に向けて、中長期的な観点から、生産から消費までの各段階の取組をカーボンニュートラルなどの環境負荷軽減のイノベーションと共に推進していくということでございます。

これについて、最近報道も幾つか出ておりますので、その報道ぶりも踏まえて御説明させていただければと存じます。

左側の「現状と今後の課題」で、我が国の今後の状況、それから世界的な動きをまとめております。我が国としては、生産者の減少、それから高齢化、それに伴う地域コミュニティの衰退、また、温暖化とか大規模自然災害の被害を受けているといった状況にあります。また、昨今では、コロナを契機としてサプライチェーンが混乱したり、消費の部分では内食が拡大したりしているといった状況にあります。

また、国際的には、SDGsや環境への対応について非常に意識が高まっており、それに乘じて国際ルールメイキングについて活発化の動きがあるといった状況でございます。ここに、例示として、EUと、それからアメリカでの動きを記載していますが、例えばEUであれば昨年5月に「Farm to Fork戦略」が外に出てございます。2030年を目標年次として、化学農薬の

使用、それからリスクを50%減らす、それから有機農業については、使われている農地の25%をここに充てる、という方針です。また、アメリカについても「農業イノベーションアジェンダ」として、昨年2月に、2050年を目標年次として、農業生産量の40%増加と環境フットプリントの半減といったことなどが出されているところをごさいます、我々としてもしっかりとほかの国・地域と歩調を合わせる、あるいは、農林水産業や地域の将来をしっかりと見据えた持続可能な食料システムを構築していく必要があるのではないかと考えているところをごさいます。

右側にごさいますように、2050年までに、農林水産業のCO₂のゼロエミッション化をしっかりと実現していこうと考えております。また、それに加えて、下の欄にありますように、低リスク農薬への転換というのを進めていくことで、化学農薬の使用量、これはリスク換算ベースでごさいますけれども、この削減を進めていこう、また、化学肥料の使用量の削減も引き続き取り組んでいくということ、また有機農業の面積についても拡大していこうと、こういったことを今回取組の目標として設定していこうということをごさいます。そこに向けて、戦略的な取組方向として、2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発して、それを現場で普及、浸透させていくことで、2050年までに政策の手法のグリーン化も含めて社会実装を実現していく、ということをごさいます。

期待される効果ということで、その下に経済、社会、環境のそれぞれの側面から書かせていただいております。様々な社会生活の面で大きく貢献できるのではないかと考えているところをごさいます。

現在、これについて、この目標についてKPIの設定も含めて議論しているところをごさいます。例えば化学農薬の使用量ではリスクベースで50%の低減、あるいは化学肥料であれば30%低減、また、有機農業の面積拡大であれば、耕地面積の25%を有機にしていくといったことを現在検討しております。

こういったことをしっかりと打ち出すことで、国際的なルールメイキングにも参加してまいりたいというふうに現在考えております。直近でいけば、この9月にも国連の食料システムサミットなどが予定されておりますので、そういったところで我々のポジションなども提示していくことができればと考えているところをごさいます。簡単ではごさいます、以上でごさいます。

(委員) それでは、ただいま御説明がありました内容について御質問等がございましたら、お願いいたします。

(委員) このみどりの食料システム戦略の位置付けというのは、どう考えればよろしいんでしょうか。先日、私も国際部主催のリモート会議に参加し、Farm to Forkに関してドイツやフランスの関係者の話を聴きました。ドイツの研究者はロードマップと位置付けていました。数値目標は一応示されていますが、それをどうやって達成するのかは示されていなく、今後のEUの政策の進捗状況や実施方法次第であるとのこと。フランスからの参加者はフィロソフィーであると話していました。日本の政府、農水省が中心になって策定されたみどりの食料システム戦略は、一言で言うと、どういう位置付けになるのでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。フィロソフィーだけではなくて、ここに向けてアクションをどのように取っていくかということも併せて現在検討しているというところでございます。もちろん、今後、技術開発などが進んでいくことが必要になって、現在の延長線上で必ずしも達成できるというようなものではないものも含まれていますので、今後に期待する部分も当然あるわけですが、そこも含めて、しっかり進めていきたいと考えているということございまして、2050年に向けてしっかりと、こういった方向で、こういうプロセスで進めていきたいというものでございます。したがって、正にイノベーションで実現していくという、その実現に向けた我々の宣言と考えていただければいいのかなと思います。

今後、中間取りまとめ、それから戦略の策定というようになりますが、現在、いろいろな関係者の方々の御意見を頂きながら検討がまだ進んでいるという状況でございますので、今後について予断するわけではございませんけれども、現状はそのようなことで我々考えているというところでございます。

(委員) 私が知っている限りでは、恐らく今、農水省さんは、各業界の方たちから2月ぐらいで積極的にヒアリングをされて、その内容をホームページでかなり公開されています。有機農業の関係者のヒアリングも結構あり、どういうことを主張されていたかとか、そうした内容も出ていると思いますので、皆さん、多分これから中間まとめまでの間に、是非、どの関係者がどういう主張をしているかとか、どういうことを望んでいるかとか、それらを含めて御覧になられたら良いのではないかなと思います。

(委員) ウェブで拝見すると、この関係者との意見交換会というのも既にもう18回もされていて、こういった参加型で作っていくというのは非常に大事だなと思うとともに、他のテーマや分野でもぜひやっていただきたいと思いました。

若手・家族経営との会が第8回にありましたけれども、2050年までの戦略なので、若手、次世代の声をもっともっと聴くのがいいかと思っています。というのは、今、環境省とZ世代の

意見交換の機会づくりに関わっていきまして、若い人たちは未来への不安として食料や農業生産のことも感じているようですので、そうした意味でも若手や家族経営のところはフォーカスしていただくといいかと思いました。

(委員) 若い方たちの意見を是非うまく反映していただきたいという、この会議の委員からのご助言だということも、事務局の方からでも、また伝えておいていただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員) 正に今関心分野で、伺いたかったのですが、基本的には大歓迎で見えていますが、今、農業者の間でも、2050年に25%を有機農地にするという部分がとても大きな話題になっていると思うのですが、EUが2030年に25%と掲げていますが、日本でも25%という数字を掲げる根拠を伺いたいです。それから、何をもって有機農業とみなすかということで、正に今日の会議でもありましたけれども、有機JASの認定イコールなのか。恐らく、それだと限界があるのかなという気もしますので、指標というか、何をもって有機農地とみなしていけばいいのかという部分を教えてください。

(委員) この会議の事務局への質問としては、それが本当に答えられるかどうか、わかりませんが、普通の問題提起として受け止めたいと思いますので、事務局の方、答えられる限りでお願いします。

(事務局) 御質問ありがとうございます。非常に重要な点だと考えております。まず、25%の根拠ですが、もちろん現在、2万3,500ヘクタールで有機農業がやられているということで、全耕地面積の0.5%程度ということになっております。これを今後しっかりと伸ばしていきたいというようなことで考えておりますけれども、やっぱり一気に全部というのはなかなか困難なところもあるので、まずは、今先進的な取組をされている方々の取組を横展開していくというようなところから始める必要があるだろうと考えております。それをやっていくなから、例えば、非常に労力が掛かる除草の部分とか、様々な技術開発などを進めていただいで、将来的には、今、我々考えているような、あるいは御意見をいろいろ頂いているような面積まで伸ばしていければいいかなと考えているところでございます。

それから2点目、そもそも有機農業とここで言っているのはどんなものなのかというところでございますが、有機農業については、有機農業推進法という法律に基づいて推進しているというところでございます。また、有機農業推進法の中で、農林水産大臣が方針を定めることになっておりまして、この方針については、昨年4月に改定をしたというタイミングでございます。この法律、それから方針に基づいて、有機農業をしっかりと進めてまいりたいと考えてお

りまして、基本的には、国際水準で取り組まれているような有機農業、これをしっかりと伸ばしていきたいと考えているところでございます。

(委員) この支払交付金がうまく活用されることを期待しています。ありがとうございます。

(委員) 新聞報道なんかで、有機農業25%というのがかなり前に出て、それに引きずられている感じがするのですけれども、環境保全型農業というのを考えると、必ずしも有機である必要はなくて、有機以外の取組も、生物や地球温暖化防止にもとても役に立つやり方というのは結構多いです。どこかの論文で見たのですが、例えば、有機農業で除草とかいっぱいやることによって、実はカーボンの発生量というのは増えてしまうという試算もあるので、必ずしも有機が全てにおいていいというわけではないということを、多分誰かが認識しとかないといけないのだろうなという気はしています。そういう意味で、この補助金制度を、有機を推進するのではなくて、やはり従来どおり、環境保全というものを推進していく、そのために支援をするという流れを失わないように、このロードマップの中でも位置付けていただければいいかなと思っていますので、意見として、どこかにとどめておいていただければと思います。

(委員) こちらも重要な御指摘だと思います。イメージではなく、しっかりとしたものを、科学的な事実をしっかりと突き詰める中で、その中でしっかり有機も実施していき、なおかつ、全体としての環境保全型農業、これを進めていくことがうまくできれば本当に良いかなと思います。

ほかに御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、みどりの食料システム戦略、今後これが、細かいところが段々と明らかになると思いますので、是非皆さんも、注目の材料として、しっかりとフォローしていき、我々の委員会の内容にうまく御活用いただければ良いかなと思います。

それでは、この辺で質疑応答を切らせていただいて、その他、事務局の方から何かございませんでしょうか。

(事務局) それでは、今後の本委員会の予定ということで、御説明させていただきます。

今回の委員会は年度明けの6月から7月頃に開催させていただきたいと考えております。具体的な日程等につきましては、追って事務局の方から皆様方の方に御相談の上、調整させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

(委員) ありがとうございます。

委員の皆様、何か特に最後に御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかになければ、ここで私の方からは司会を事務局へお返ししたいと思います。
本日は円滑な御進行に御協力いただきましてありがとうございました。

(事務局) 最後に、農業環境対策課長の横地より御挨拶を申し上げます。

(事務局) 先生方、大変お忙しい中、闊達な御議論、御支援、アドバイスいただきまして、本当にありがとうございました。閉会に当たりまして、一言だけ御礼を申し上げたいと思います。

今回頂いた様々な御助言、御指摘を踏まえて、今後更に本交付金の事業を着実に行っていきたいと考えております。令和3年度に実施する生物多様性保全効果の測定調査、これでまた交付金の環境保全効果を更に明らかにできるのではないかと期待しておりますので、是非その点もしっかりと取り組んで、また、先生方に御報告させていただきつつ、またアドバイスも頂ければと存じております。

また、先ほど御説明させていただきましたが、みどりの食料システム戦略については5月の最終とりまとめの公表を目指して検討が進んでいるというところでございます。戦略が策定されましたら、また改めて御説明させていただければと思いますし、委員からパラダイムシフトを目指して頑張ってくださいという御声援も頂いておるというところでございますので、しっかりと検討を進めていくということが大事かなと思っております。今後、この環境保全型農業直接支払制度、これも含めて環境保全型農業の推進に向けて、様々な面から検討を進めてまいりたいと考えておりますし、御指摘いただいたように、ライフサイクルアセスメント、この観点をしっかりと意識しながら進めていくということは大事なのかなということで、改めて気を引き締めているところでございます。この戦略のタイトルにありますように、生産力と持続性の両立ということ、これが大事だと思っておりますので、持続性というようなタームの中にしっかりと、頂いた御指摘も含めて検討してまいりたいと思っております。

先生方におかれましては、本制度の発展に向けて、引き続き専門的な御視点から御助言いただきたいをお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

(事務局) それでは、本日の会合につきましては、これで閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

午後3時51分 閉会